

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年1月17日 10時00分ごろ
発生場所	山口県下関市 ^{ふたおい} 蓋井島東北東方沖 蓋井島灯台から真方位062° 4.2海里付近 (概位 北緯34° 07.8′ 東経130° 51.4′)
事故の概要	漁船 ^{かすが} 春日丸は、南進中、また、プレジャーボートシルフィードは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年1月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 春日丸、4.7トン YG3-61312（漁船登録番号）、個人所有 第291-30438号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート シルフィード、5トン未満（長さ11.97 m） 280-31683山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、約4ノットの対地速力で、さわら引き縄漁を行いながら南進中、突然、衝撃を受けた。 船長Aは、付近で100隻ほどの漁船が引き縄漁を行っており、これらの漁船の動静が気になり、衝突するまでB船に気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、流し釣りをを行う目的で、機関を停止して漂泊中、突然、衝撃を受けた。 船長Bは、生けすに水を入れる作業をしていてA船の接近に気付かなかった。
分析	A船は、船長Aが付近で引き縄漁を行っている漁船の動静が気になり、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、船長Bが生けすに水を入れる作業をしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付かずに漂泊を続けたものと考えられる。

原因	本事故は、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが付近で引き縄漁を行っている漁船の動静が気になり、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが生けすに水を入れる作業をしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
-----------	---